

## 淀川水系河川整備計画の変更について意見を述べることにつき 議決を求めることについて

- 1 淀川水系河川整備計画(変更案)に係る国からの意見照会について  
淀川水系河川整備計画の変更案について、国から河川法第16条の2第5項の規定に基づき、知事の意見を求められているもの。
- 2 これまでの経緯と今後の予定
  - 淀川水系河川整備計画(変更原案)の公表(R3.2.26)
    - ・公聴会：R3.3.27、R3.3.28
    - ・パブリックコメント：R3.3.1～R3.3.31
    - ・流域委員会：第1回 R3.3.3(地域委員会、専門家委員会)  
第2回 R3.3.22(地域委員会)、R3.3.23(専門家委員会)  
第3回 R3.4.12(地域委員会、専門家委員会)
  - 淀川水系河川整備計画(変更案)の公表(R3.4.28)
    - ・関係府県知事への意見照会：R3.4.28 (河川法第16条の2第5項)
    - ・県内市町長への意見照会：R3.4.30～R3.5.20(河川法施行令第10条の4第2項)
  - 6月定例会議にて議案提出 (滋賀県議会基本条例第7条(3))
  - 議決後、国に対して回答
- 3 変更案のポイント
  - 全般に関すること
    - ・流域治水の推進(内容追記)
    - ・河川整備計画の目標の見直し
    - ・粘り強い河川堤防について検討・整備(内容追記)
    - ・ダムの治水・利水機能向上について調査・検討した上で実施(内容追記)
  - 個別事業等に関すること
    - ・大戸川ダム(本体工事の実施時期を検討 → 本体工事を実施)
    - ・天ヶ瀬ダム再開発事業(放流能力の増強)※現行計画から変更なし
    - ・瀬田川(鹿跳溪谷)河川整備(検討して実施)※現行計画から変更なし
    - ・大津放水路延伸(実施時期を検討)※現行計画から変更なし
    - ・丹生ダム建設事業中止に伴う姉川・高時川の治水対策、地域整備、高時川の瀬切れ対策(内容追記)
  - 琵琶湖に関すること
    - ・琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行(内容追記)

#### 4 変更案に対する市町長からの意見・要望

○意見あり 1市

- ・大戸川ダム早期整備
- ・主要地方道大津信楽線と栗東信楽線の高低差解消の整備促進
- ・大津放水路二期区間の早期建設に向けた実施時期の速やかな検討
- ・瀬田川（鹿跳溪谷）の河川改修の事業推進 など

○意見なし（要望・配慮事項あり） 6市1町

- ・大戸川ダムの早期整備
- ・天ヶ瀬ダム再開発等の琵琶湖下流部の整備
- ・主要地方道栗東信楽線と大津信楽線との接続工事着手
- ・操作規則の見直し など

○意見なし（要望・配慮事項なし） 6市5町

#### 5 知事意見(案)

別紙のとおり

#### 参考 関係法令

【河川法 抜粋】

第16条の2

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更に準用する。

【河川法施行令 抜粋】

第10条の4 河川管理者は、河川整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣である場合にあっては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事である場合にあっては関係市町村長の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

【滋賀県議会基本条例 抜粋】

第7条 地方自治法第96条第1項に定めるもののほか、同条第2項の規定に基づき、次に掲げる事件を議会の議決すべきものとする。

(3) 河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第5項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。

## 議第103号

淀川水系河川整備計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和3年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

淀川水系河川整備計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて  
河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第5項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備  
局長から淀川水系河川整備計画の変更について意見を求められたので、次のように意見を述べる  
ことにつき、滋賀県議会基本条例（平成26年滋賀県条例第8号）第7条第3号の規定に基づき、  
議決を求める。

淀川水系河川整備計画（変更案）について、同意する。

なお、次の事項について特段の配慮をお願いする。

### 1 流域治水の推進

近年頻発している豪雨災害や今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化も踏まえると、計  
画や現況施設能力を超える洪水はいつでも起こり得る。

こうした超過洪水に対しても人命を守ることおよび壊滅的な被害を防ぐことが今後の治水政  
策にとっては極めて重要であり、本県では、平成26年3月に滋賀県流域治水の推進に関する条  
例を制定し、「どのような洪水にあっても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐ」ことを目標に、  
河川整備等の「ながす」対策を基幹的対策とし、森林等の雨水貯留浸透機能の確保等の「ため  
る」対策、浸水リスクの高い区域での建築制限等の「とどめる」対策、確実な避難のための計  
画策定等の「そなえる」対策を重層的に組み合わせて施策展開してきたところである。

今後、国においても流域治水の取組について具体化し、国・府県・市町村・企業・河川協力  
団体・住民等の河川の流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体において、河川改修やダムな  
どの川の中の対策に加え、避難体制の構築や安全な住まい方への誘導など、川の外の対策を総  
合的に進めること。

### 2 本県の現状を踏まえた事業の推進

琵琶湖からの唯一の流出河川である瀬田川は、下流が洪水で危険なときには、下流の洪水防  
御のために、洗堰の放流量が制限または全閉されることから、琵琶湖周辺の浸水の危険性が更  
に高まることとなり、全閉操作が実施された平成25年、平成29年の台風や平成30年の豪雨では、  
浸水被害が発生した。

こうした現状を踏まえ、琵琶湖周辺での浸水被害を軽減・回避するため、天ヶ瀬ダム再開発事業を早期に完了させるとともに、大戸川ダム本体工事および瀬田川（鹿跳溪谷）の整備を早期に実施すること。

### 3 大戸川ダムに関する事

大戸川ダムについては、淀川下流域における治水効果に加え、本県においても平成25年台風18号等これまでに経験した計画規模と同程度の洪水はもちろんのこと、近年他の地域で観測された計画規模を超える洪水に対しても治水効果が期待できることから、大戸川ダム本体工事を早期に実施すること。

大戸川ダムの環境への影響については、これまでから本県の要綱を踏まえた環境影響評価を平成4年に実施されているほか、環境影響評価法に準じた環境調査を平成13年から平成17年までに実施されているところであるが、今後も適切に「動植物・生態系」「景観」「土砂流動」などの観点から調査・検討し、所要の対策を講じることにより環境影響をできる限り回避・低減すること。

また、ダムの補償工事である主要地方道大津信楽線、栗東信楽線の付替工事を着実に推進し、早期に高低差の解消を図るとともに、水源地域整備について積極的に支援すること。

### 4 丹生ダム建設事業の中止に伴う対応に関する事

丹生ダム建設事業の中止の経緯を踏まえ、社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行などの課題や地域の要望に対応し、姉川・高時川の河川改修や高時川の瀬切れ対策に対して調整・支援を行うとともに、水源地域の活性化に向けた地域整備について関係機関と連携して積極的に取り組むこと。

丹生ダムは事業中止が決定した後、地域振興等について関係機関と連携して対応しているところであるが、この経験を踏まえ、事業期間が極めて長い事業などについて、事業中止に伴う関係者の対応に関する新たなルールについて検討すること。

### 5 瀬田川に関する事

瀬田川の改修については、洪水後における琵琶湖の水位の速やかな低下のために必要であり、瀬田川（鹿跳溪谷）の整備を早期に実施すること。

実施に当たっては、自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮すること。

また、堤防強化について、堤防強化実施済箇所における被災や新たな知見を踏まえ、必要な調査や点検を実施し、対策が必要となった場合には、着実に実施すること。

### 6 野洲川に関する事

野洲川（直轄区間）における砂礫河原および瀬と淵の再生やヨシ帯の再生について着実に進めること。

また、堤防強化について、堤防強化実施済箇所における被災や新たな知見を踏まえ、必要な調査や点検を実施し、対策が必要となった場合には、着実に実施すること。

### 7 大津放水路事業に関する事

近年頻発している豪雨災害や今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化も踏まえ、大津市の中心市街地における浸水被害を軽減させるため、未着手である盛越川から諸子川までの大津放水路二期区間の早期建設に向けて、実施時期の速やかな検討を行うこと。

#### 8 琵琶湖の保全および再生に関すること

琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約400万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、60種以上の固有種を含む1,000種類を超える動植物が生息・生育する自然湖である。加えて、琵琶湖が下流宇治川・淀川の洪水被害の軽減に寄与し、淀川水系の水資源の大宗を占めている。

平成27年には、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生するため、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が施行されており、同法の主旨を十分に踏まえ、水質改善や生態系の保全・再生、侵略的外来水生植物の防除対策等、琵琶湖の保全および再生について、関係機関と連携して取り組むこと。とりわけ、水陸移行帯が有する生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保について、本県と連携して取り組むこと。

#### 9 瀬田川洗堰の操作に関すること

瀬田川洗堰の全閉操作の解消については、上下流の社会的な平等性の観点から重要であり、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこと」とされており、その実現に向けて取り組むこと。やむを得ず全閉する場合でも制限放流時間を最小限にとどめること。

天ヶ瀬ダム再開発の完了に合わせ、瀬田川洗堰の制限放流が改善されるよう、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰の操作規則の見直しを検討すること。

また、瀬田川洗堰の操作については、湖辺の自然環境や生態系、県民の暮らしや産業活動にとってより望ましいものとなるよう、引き続き弾力的な水位操作を行うとともに、気候変動に伴う洪水や濁水の頻発、水利用の状況、在来魚類の減少、浜欠けの発生等を踏まえ、治水・利水・環境の調和のとれた瀬田川洗堰操作方法を検討すること。

#### 10 琵琶湖淀川流域圏における一体的・総合的な施策に関すること

琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題について、流域圏の様々な関係機関と連携して取り組むこと。

#### 11 水文化の保全と継承に関すること

琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承に配慮するとともに、平常時から培っておくべき危機意識、水資源の重要性や希少性、またあるべき水環境の姿などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図ること。

#### 12 河川敷利用に関すること

野洲川等の河川敷利用については、野洲川等の河川敷が既に地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている実態を踏まえ、地元住民および利用者の意見を十分反映すること。

13 維持管理に関すること

河川管理施設のより効果的な運用や常にその機能を発揮するための長寿命化対策、河道掘削・樹木伐開などの維持管理を適切に実施すること。

14 河川レンジャーに関すること

住民と河川管理者との橋渡し役である河川レンジャーについて、河川にかかる環境・防災学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動等の充実を図ること。

15 次世代育成型の河川政策に関すること

今後、河川と住民とのつながりをより強固にすることを目指して、河川環境だけでなく防災面なども含めて、より広く河川全般について、子どもや若者の河川学習の機会を増やし、引き続き次世代育成型の河川政策を進めること。

16 事業費および実施時期に関すること

事業実施に当たっては、事業費および整備スケジュールについて十分県民の理解が得られるよう、協議調整を図ること。